

(退職金)

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨

- 1 金 円 (下記請求の原因 2 の残額)
- 2 上記金額に対する平成 年 月 日から完済まで年 6 パーセントの割合による遅延損害金
- 3 金 円 (申立手続費用)

請求の原因

- 1 (1)労働契約の日 平成 年 月 日
(2)契約の内容
 - ①債務者会社と雇用契約
 - ②債務者会社の退職金支給規定によれば、「 年以上勤務した者に対しては退職時の基本給の ヶ月分を支給する」とされている。
 - ③債権者の退職時の基本給は月額 万円である。

2

退職金	支払済みの額	残 額
円	円 (支払った日)	円

- 3 退職した日 平成 年 月 日